

**広島地方最低賃金審議会**  
**第3回 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄铸件、可鍛鉄製造業**  
**その他の鉄鋼業最低賃金専門部会**  
**議事要旨**

開催日時	令和5年10月26日(木)10時00分～11時41分		
開始場所	広島合同庁舎号2館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県製鉄業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
<b>議 事 要 旨</b>			
<p>1 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄铸件、可鍛鉄製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれに対して金額提示を求めた。</p> <p>労働者代表委員は、「広島県最低賃金の引上額以上にこだわって行きたい。改めての金額提示は、引上げ額41円を提示する。」との金額提示があった。</p> <p>使用者代表委員は、「企業が二極化している中、厳しい経営環境にある事業者が特定最低賃金改正の影響を受ける。ということ、県内他業種の決定状況は、30円台半ばで決着している。そういったことから、前回と同じく引上げ額36円を提示する。」との金額提示があった。</p> <p>その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたものの、合意に至らなかったことから、公益代表委員より、現行の特定最低賃金額1,024円を40円引き上げて、1,064円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致で公益案どおり結審となった。</p> <p>11月1日に開催予定の第551回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の開催予定。</p> <p>第551回広島地方最低賃金審議会</p> <p>日 時 11月1日(水)10時～</p> <p>会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室</p> <p>(異議申出があった場合)</p> <p>第552回広島地方最低賃金審議会</p> <p>日 時 11月17日(金)10時～</p>			